

県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第24号

県立自然公園条例の一部を改正する条例

県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であって、県立自然公園の保護又は利用のための施設で次に掲げるものに関するものをいう。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機</p> <p>キ～サ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(公園計画及び公園事業の決定)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p>(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であって、県立自然公園の保護又は利用のための施設で次に掲げるものに関するものをいう。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設<u>その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設</u>及び昇降機</p> <p>キ～サ [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(公園計画及び公園事業)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>2 公園計画は、県立自然公園ごとに、当該県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p> <p>(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)</p>

第6条 [略]

2 前条第2項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

(地位の承継)

第7条の3 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人

第6条 [略]

2 前条第4項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

（協議会による公園計画の変更の提案）

第6条の2 第7条の8第1項に規定する協議会は第7条の9第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第16条の6第1項に規定する協議会は第16条の7第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく提案を踏まえた公園計画の変更を必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

（協議会による公園事業の決定等の提案）

第6条の3 第7条の8第1項に規定する協議会は、知事に対し、第7条の9第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく提案を踏まえた公園事業の決定又は変更を必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(地位の承継)

第7条の3 公園事業者が国、県及び市町村以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 [略]

3 [略]

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

（報告の徴収及び立入検査）

第7条の4 知事は、公園事業者に対し、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に公園事業に係る施設に立ち入らせ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定に基づく立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

3 [略]

4 [略]

5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

（市町村が執行する公園事業）

第7条の4 第7条第4項から第9項まで、第7条の2及び前条第2項の規定は、第7条第2項の規定に基づき市町村が公園事業を執行する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の認可を受けよう」とあるのは「第2項の協議をしよう」と、「申請書」とあるのは「協議書」と、同条第5項中「前項の申請書」とあるのは「第7条の4において読み替えて準用する前項の協議書」と、同条第6項中「第3項の認可を受けた」とあるのは「第2項の協議をした」と、「の認可を受けなければ」とあるのは「に協議しなければ」と、同条第7項中「前項の認可を受けよう」とあるのは「第7条の4において読み替えて準用する前項の協議をしよう」と、「申請書」とあるのは「協議書」と、同条第8項中「前項の申請書」とあるのは「第7条の4において読み替えて準用する前項の協議書」と、第7条の2中「の承認を受けなければ」とあるのは「に届け出なけ

(市町村が執行する公園事業)

第7条の8 第7条第4項から第10項まで、第7条の2及び第7条の3第1項の規定は、第7条第2項の規定に基づき市町村が公園事業を執行する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の認可を受けようとする者」とあるのは「第2項の協議をしようとする者」と、「申請書」とあるのは「協議書」と、同条第5項中「申請書」とあるのは「協議書」と、同条第6項中「第3項の認可を受けた者」とあるのは「第2項の協議をした者」と、「知事の認可を受けなければ」とあるのは「知事に協議しなければ」と、同条第7項中「認可を受けようとする者」とあるのは「協議をしようとする者」と、「申請書」とあるのは「協議書」と、同条第8項中「申請書」とあるのは「協議書」と、第7条の2中「知事の承認を受けなければ」とあるのは「知事に届け出なければ」と、第7条の3第1項中「知事の承認を受けたとき」とあるのは「知事に協議したとき」と読み替えるものとする。

れば」と、前条第2項中「の承認を受けた」とあるのは「に協議した」と読み替えるものとする。

(協議会)

第7条の8 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における第15条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

(3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であって利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 当該県立自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、第1項の規定に基づき協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定に基づき協議会を組織する市町村に対して、自

己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定に基づく申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第1項に規定する協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第7条の9 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

(3) 利用拠点整備改善計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

(5) 第7条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあっては、同条第4項各号に掲げる事項

(6) 第7条第6項の認可若しくは第7条の4において読み替えて準用する同項の協議又は第7条第9項（第7条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあっては、第7条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

(7) 計画期間

(8) その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第1項の規定に基づく認定の申請があった場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

(3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第7条の10 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第7条の8第1項に規定する協議会において当該変更に関

係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、同項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第7条の11 知事は、第7条の9第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（公園事業に関する特例）

第7条の12 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第7条の9第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第7条第2項若しくは第7条の4において読み替えて準用する第7条第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項（第7条の4において準用する場合を含む。）の規定による届出をしななければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（報告の徴収及び立入検査）

第7条の13 知事は、第7条から前条までの規定の施行に必要な限度におい

て、公園事業者に対し、公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、第7条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第7条の9第4項の認定を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づく立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特別地域）

第10条 [略]

2～7 [略]

8 第4項から前項までの規定は、次に掲げる行為については適用しない。

（1）公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）として行う行為

（2） [略]

（3）認定自然体験活動促進事業（第16条の9第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第16条の6第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

（4） [略]

（特別地域）

第10条 [略]

2～7 [略]

8 第4項から前項までの規定は、次に掲げる行為については適用しない。

（1）公園事業の執行として行う行為

（2） [略]

（3） [略]

(4) [略]

(普通地域)

第12条 県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、知事が定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他知事が定める事項を届け出なければならない。

(1) その規模が知事が定める基準を越える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を越えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2)～(5) [略]

2～6 [略]

7 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(報告の徴収及び立入検査)

第14条 [略]

2 知事は、第10条第4項、第12条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第10条第4項各号若しくは第12条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 第7条の4第2項の規定は、前項の職員について準用する。

(5) [略]

(普通地域)

第12条 県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、知事が定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他知事が定める事項を届け出なければならない。

(1) その規模が知事が定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が知事が定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2)～(5) [略]

2～6 [略]

7 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為

(2) [略]

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(報告の徴収及び立入検査)

第14条 [略]

2 知事は、第10条第4項、第12条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、県立自然公園の区域内の土地又は建物内に立ち入り、第10条第4項各号若しくは第12条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 第7条の13第3項の規定は、前項の職員について準用する。

4 [略]

(利用のための規制)

第16条 何人も、県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該県立自然公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方で客引き、その他当該県立自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 第7条の4第2項の規定は、前項の職員について準用する。

(認定の取消し)

第16条の5 [略]

4 [略]

(利用のための規制)

第16条 何人も、県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該県立自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該県立自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 第7条の13第3項の規定は、前項の職員について準用する。

(認定の取消し)

第16条の5 [略]

(質の高い自然体験活動の促進に係る協議会)

第16条の6 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事

業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であって自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第7条の8第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第16条の6第1項」と、同条第5項中「利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第16条の6第2項第3号」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定）

第16条の7 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」と

いう。)

(2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

(3) 自然体験活動促進計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

(5) 計画期間

(6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定に基づく認定の申請があった場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

(3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更)

第16条の8 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第16条の6第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施し

ようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、同項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第16条の9 知事は、第16条の7第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画（変更があったときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。）が第16条の7第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（報告の徴収及び立入検査）

第16条の10 知事は、第16条の6から前条までの規定の施行に必要な限度において、第16条の7第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第7条の13第3項の規定は、前項の職員について準用する。

3 第1項の規定に基づく立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公園管理団体の指定）

第23条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人、特定非

（公園管理団体の指定）

第23条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人、特定非

営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 [略]

（業務）

第24条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）・（2） [略]

（3） 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

（4） 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

（5） 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

（6） 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（連携）

第25条 公園管理団体は、県及び関係市町村との密接な連携の下に前条各号に掲げる業務を行わなければならない。

営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であって、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2～4 [略]

（業務）

第24条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）・（2） [略]

（3） 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

（1） 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

（2） 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

（3） 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

（4） 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（連携）

第25条 公園管理団体は、県及び関係市町村との密接な連携の下に前条第1項第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(実地調査)

第29条 [略]

2・3 [略]

4 第7条の4第2項の規定は、第1項の職員について準用する。

5 [略]

(罰則)

第30条 第7条の7第1項又は第13条第1項の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) [略]

(3) 第10条第4項の規定に違反した者

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に基づく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2)～(4) [略]

(5) 第14条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(6) [略]

(7) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第16条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

(実地調査)

第29条 [略]

2・3 [略]

4 第7条の13第3項の規定は、第1項の職員について準用する。

5 [略]

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の7第1項又は第13条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(2) 第10条第4項の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) [略]

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の13第1項若しくは第2項若しくは第16条の10第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定に基づく立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2)～(4) [略]

(5) 第14条第2項の規定に基づく立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(6) [略]

(7) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第16条第2項の規定に基づく当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をした者

(8) 第29条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

(8) 第29条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定に基づく立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。